

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年7月6日

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125
名称 エコシステム山陽株式会社
代表取締役 寺門 洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日	平成30年7月6日	許可番号	第8-(13の2)-2号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	<p>1 施設の種別 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化 ビフェニル処理物の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設</p> <p>2 処理する産業廃棄物の種別 (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。） 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、 鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収 義務対象品を除く。）を含む。） 以上16種類</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩 化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物に限る。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 鋳さい、ばいじん 以上10種類</p> <p>【以下裏面に記載】</p>		

設 置 場 所	岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字長尾659番2、字池ノ内667番（計2筆）
処 理 能 力	燃え殻 250.8、汚泥 127.2、廃油 57.6、廃酸 129.6、廃アルカリ 132.0、 廃プラスチック類 63.6、紙くず 99.6、木くず 106.8、繊維くず 67.2、 動植物性残さ 250.8、ゴムくず 67.2、金属くず 250.8、ガラスくず・ コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず 250.8、鉋さい 250.8、がれき類 250.8、ばいじん 250.8、廃ポリ塩化ビフェニル 等 31.2、ポリ塩化ビフェニル汚染物 50.0、ポリ塩化ビフェニル処 理物 50.0 （以上、単位t/日（24時間））
許 可 の 条 件	なし
規則第11条第8項 の規定による許可証 の提出の有無	無
留 意 事 項	1 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示 を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
備 考	